

議 第 2 6 号

上 水 道 事 業 会 計 予 算 書

檀 原 市

令和２年度樺原市上水道事業会計予算

(総 則)

第１条 令和２年度上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第２条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	49,780 戸
(2) 年間総給水量	13,329,000 m ³
(3) 一日平均給水量	36,518 m ³
(4) 奈良県営水道受水量	13,329,000 m ³
(5) 主要な建設改良事業	
配水管等整備事業	894,835 千円

(収益的収入及び支出)

第３条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第１款 水道事業収益	3,313,088 千円
第１項 営業収益	3,053,811 千円
第２項 営業外収益	259,277 千円
支 出	
第１款 水道事業費用	3,003,003 千円
第１項 営業費用	2,827,432 千円
第２項 営業外費用	86,386 千円
第３項 特別損失	87,185 千円
第４項 予 備 費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第４条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,069,208千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額74,228千円、当年度及び過年度分損益勘定留保資金994,980千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第１款 資 本 的 収 入	132,542 千円
第１項 分担金及び負担金	132,542 千円
支 出	
第１款 資 本 的 支 出	1,201,750 千円
第１項 建設改良費	947,391 千円
第２項 企業債償還金	254,359 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
白櫃配水池解体撤去等工事	令和3年度	219,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 225,363 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和2年3月2日提出

櫃原市長 亀田 忠彦